

「官」と「民」の間－近世中国の胥吏－

宮崎聖明

(本学文学部史学・文化財学科准教授)

はじめに

(1) 「近世中国」と「胥吏」

① 「近世中国」

中国史における「近世」：宋代（西暦960-1276）以降清末（1840：アヘン戦争）まで
「唐宋変革論」：唐－宋間に中国社会の様々な要素における変化を認める学説[内藤湖南1922]
→宋代以降を「近世」と定義¹

政治史的分野における「唐宋変革」＝科挙の本格的運用→士大夫層の形成

科挙：中国の官僚登用試験（隋唐代に開始→宋代に本格的運用開始²）

進士科：儒教（儒学）的教養と文学的才能を問う

上記の教養・才能を備えた者＝「士」（読書人・知識人）

→士大夫（科挙官僚）：読書人・官僚・富裕層 …… 「官」

近世中国の政治の構造

「官」：総合的教養（「士」の資質）の有無により選抜された官僚

→「民」（庶民）を教導

庶民との間に入り、官僚を補佐する存在＝胥吏

② 「胥吏」

胥吏：官庁における庶民出身の事務処理担当者（＝「吏」）

- ・行政文書の作成や会計帳簿の管理などの業務に従事
- ・淵源＝徭役（庶民に課せられた義務）→専門化

【史料1】→知県（県の長官）を補佐する／庶民を説諭する胥吏

※官僚：施策の方針を決定／胥吏：日常的末端業務を遂行

なぜ必要か？／なぜ「官」に組み入れられないのか？

- ・理由①：官僚人事制度の問題

地方官：3年＝1期／本籍回避（本籍地に赴任させず）

→縁もゆかりもない土地に赴任／短期間で離任

∴地元社会の情報を知悉している／地元出身の胥吏が不可欠

・理由②：士大夫 (= 「士」) の認識

地方官庁における主要業務 = 「錢穀」(財政)「刑名」(裁判)

士大夫の備えるべき資質：儒教的教養／文学的才能

→上記の業務 = 「卑事」という認識

∴末端業務は「庶」(非読書人)たる胥吏に

(2)胥吏にまつわる従来の理解と課題

[宮崎市定1958]: 清代を例に胥吏の特質を指摘

①各種手続きに伴い庶民から手数料を徴収→「賄賂」として処罰の対象に

【史料2】→胥吏 = 「貪欲」という「決めつけ」／庶民から搾取→官僚への「上納金」に

②土着性→官僚を蔑ろにして地方行政を壟断

③胥吏相互に「徒弟制度的関係」

上記の理解：主に官僚の上奏文や官箴書（地方官のハンドブック）に依拠 = 「当為」

→「実態」に関する実証的研究が必要

③胥吏相互の関係

・「胥吏頭」 = 法制上の資格を有する者／衙門（官庁）の部局で執務

・「見習い胥吏」 = 無資格の者

胥吏頭が見習い胥吏を雇傭→胥吏頭の地位を見習い胥吏が継承（世襲・売買）

明代：正規の資格を有する胥吏の人事制度が存在[繆全吉1969]

→制度の運用実態を検討する必要

(3)発表者の近年の研究

対象：明代（西暦1368-1644）の地方衙門における胥吏

検討内容：人事制度の運用実態／正規・非正規胥吏の存在形態

・使用史料：「判牘」（裁判史料）「檔案」（公文書）

・時期：明代後期（16～17世紀）　・地域：遼東鎮／広東省

→[宮崎聖明2018a]: 遼東における正規胥吏人事の実態

[宮崎聖明2017]: 広東における正規胥吏人事の実態

[宮崎聖明2018b]: 広東省における非正規胥吏

1. 明代の吏員人事制度の概要

(1) 「吏員」とは

吏員：王朝により正規の資格を授与された胥吏（「胥吏頭」／正規胥吏）

cf. 正規の資格なし = 「見習い胥吏」／非正規胥吏

- ・ 人事制度に基づき各衙門の房科（部局）に配属→個別の業務を担当する缺（ポスト）に
- ・ 吏典：缺（吏典缺）およびその缺に就いている吏員

明朝の地方行政と吏典の配置

（省） 総督・巡撫・巡按御史³ - 布政使司・按察使司 - 府 - 州県 …… 民政・監察

都指揮使司（都司） - 衛 - 千戸所 …… 軍政

吏典の配置：布政司 = 令史・典史／按察司 = 書史・典史／府・州県 = 司史・典史

都司・衛 = 令史・典史／千戸所 = 司史

各種倉（税糧）・庫（金銭・物品） = 攢典^{さんてん}

(2) 明代の吏員人事の流れ [繆全吉1969] [和洪勇2001] [和洪勇2002]

① 選抜方法

国初：「農民」（郷村在住者）から候補者を選抜（^{せん}兪充）【史料3】

中期以降：求充（= 捐納。金銭・物品の納入による各種資格の取得）が中心に

明朝：軍事費増大→15世紀中ごろ以降、捐納を広く認める

納付額：最低で銀15両／納銀額に応じて吏典缺に

※吏員資格：金銭により取得が可能に

② 配属・就役

兪充・求充→研修・試験を経て配属先衙門を決定【史料4】

定撥・考撥：吏員を衙門へ配属すること

配属先：府州県衙門など／各衙門：司史・典史などの缺

参充：吏員を房科（部局）の吏典缺に就けること

③ 任期と再配属・就役

吏典の任期：一考 = 3年／役満・考満：任期満了

初考：一考目／転考：二考目／京考：三考目（∵三考目は京師衙門で就役する原則）

初考役満→考課（勤務評定）を経て再度定撥・参充（= 転考）

④ 官位の獲得

三考目終了→諸手続を経て出身（官位獲得）

※①～④：中央政府レベルで決定された規則→地方における運用実態は？

2. 地方における吏員人事制度の運用実態

(1) 遼東鎮の事例 - 檔案史料を手がかりに [宮崎聖明2018a]

遼東鎮：明代の北辺九鎮の一つ／朝鮮・女直・モンゴルとの境界に位置する軍管区【図1・2】

※遼東鎮 = 軍管区 → ×府州県 ○都司 - 衛 - 千戸所の系統が民政・監察も担当

遼東都指揮使司檔案（以下「都司檔案」）⁴：明・遼東都司の文書⁵

吏員人事に関する公文書（所属吏員の名簿／配属手続き文書／不正行為の処分記録）を含む

① 納銀額と参充缺の関係

都司檔案所収の名簿：吏員資格獲得時の納銀額を記載 → 【図3】

・15～20両 → 千戸所司吏／倉・庫攢典など ・40両 → 都司典吏

※「15両」が持つ意味

【史料5】 → 徭役免除の特権を目当てに捐納 → 吏員資格所有者の増加

② 「候缺」問題

候缺：定撥（衙門への配属）後、参充（吏典缺への就任）まで待機すること

複数の吏員が定撥／配属年月日の前後に基づき順番に吏典缺に参充

= 前任者の任期満了を待つ必要

【史料6】 定遼左衛所属吏員の名簿／現役・候缺の軍儲倉攢典

A 武衛（現役）：嘉靖37年（1558）7月27日参充 → 38年7月26日役満予定

（倉攢典のみ一年で一考）

B 蕭有養・C 李応挙・D 孫世勲（候缺）

→ 一つの攢典缺に3人の候缺吏（順番待ち）

【図4】 遼東都司の各房の現役・候缺吏

「京考」：三考目 → 北京から遼東へ定撥・参充

（三考目は北京で就役する原則／京師衙門の吏典缺、圧倒的に不足⁶ → 地方へ）

・吏房典吏（定員2名）：現役2名／候缺4名 → 数年間候缺状態に

小結 - 遼東鎮の檔案から得られる知見

明代後期・遼東：候缺問題の顕在化

・僉充（捐納）により吏員資格所有者が激増（吏員 > 吏典缺）

・特定の缺に候缺吏が集中

→ 人事の滞留

(2) 広東省の事例 - 判牘史料を手がかりに [宮崎聖明2017]

『盟水齋存牘』⁷：明末広東の判牘

- ・著者顔俊彦：崇禎元年（1628）から同四年（1631）に広州府推官（主に裁判業務担当）
- ・讞略（判決文）・公移（告示文）を取録→胥吏の不正行為に関する記述

広東における候缺対策

①人事効率化の試み

参吏簿（候缺吏の名簿／待機リスト）を作成→缺が空くと記載順の最上位から参充

【史料7】→衙門内の部局に関係なく参充の順番を待たせる方式に

※遼東：定撥時に参充缺を指定（＝本来のやり方）

広東：定撥時には参充缺を決めず

→缺に空きが出れば待機者を順に参充（＝便宜的方法）

結果：候缺の順番の「ごまかし」が発生

指参：吏員人事をめぐる不正行為の総称 [劉濤2012a・b]

→候缺の順番をごまかして参充されようと図る不正の手口が存在

【史料8】→上位者の不在を利用し順番をこえて参充されようと図る

【史料9】→利権の大きい吏典缺を狙い自らの順番を後に回す工作

②候缺吏の使役

【史料10】→候缺中の吏員が命令を受けて出張

他の史料にも候缺状態に入ることを「投到供役」と表現するものあり

→「供役」＝吏典として房科の業務を遂行＋候缺吏として待機／臨時業務に当たる

小結－広東省の判牘から得られる知見

明代末期・広東：遼東とは異なる便宜的手法（→施行細則における各地方の自己裁量権）

候缺吏の増加→人事の滞留／融通の利く人的資源のプールとしても機能

おわりに－まとめと今後の展望

明代の吏員：求充（捐納）の導入により人事上の問題が噴出

- ・候缺による人事の滞留
- ・長期の候缺を嫌う吏員によるさまざまな不正行為

人員削減という発想には至らない？

明末：軍事費の更なる増大

∴16世紀末～17世紀初：東北辺の軍事問題（秀吉の朝鮮侵略／女直の台頭→後金国・清朝）
→吏員人事：×行政機能に必要な人材の確保 ○財政的要請

吏員を目指す側の論理－今後の展望に代えて

三考満了→官位の獲得が可能に＝科挙に次ぐ「栄達」のルート

- ・官僚を輩出した戸：徭役免除や刑法上の特権
- ・科挙及第に至らず→「フランB」としての吏員

明代：辺境の軍事問題→政府を相手に商売する新興商人層の台頭

徽州府：新安商人を輩出した地／地方志に多くの吏員出身者

→「経済的に成功→吏員から官位を獲得して社会的ステータスを獲得」というルート？

【参考文献】

- [甘利弘樹2002] 甘利弘樹「明朝檔案を利用した研究の動向について－『中国明朝檔案総匯』刊行によせて－」（『満族史研究』1、2002）
- [小川尚1976] 小川尚「明代の巡按御史について（初出1976→同『明代地方監察制度の研究』汲古書院、1999）
- [谷川道雄1993] 谷川道雄編『戦後日本の中国史論争』河合教育文化研究所、1993）
- [内藤湖南1922] 内藤湖南「概括的唐宋時代観」（初出1922→同『内藤湖南全集』8、筑摩書房、1969）
- [荷見守義2014] 荷見守義『明代遼東と朝鮮』（汲古書院、2014）
- [濱島敦俊1993] 濱島敦俊「明代の判牘」（滋賀秀三編『中国法制史－基本資料の研究』東京大学出版会、1993）
- [宮崎市定1958] 宮崎市定「清代の胥吏と幕友－特に雍正朝を中心として－」（初出1958→同『宮崎市定全集』14、岩波書店、1991）
- [宮崎聖明2017] 宮崎聖明「明末広東における吏員の人事・考課制度－顔俊彦『盟水齋存牘』を手がかりに－」（三木聰編『宋－清代の政治と社会』汲古書院、2017）
- [宮崎聖明2018a] 宮崎聖明「明代後期遼東における吏員人事－遼東都指揮使司檔案を手がかりに－」（『集刊東洋学』118、2018）
- [宮崎聖明2018b] 宮崎聖明「明末広東における「書辦」について－『盟水齋存牘』よりみる非正規胥吏－」（『史朋』50、2018）
- [繆全吉1969] 繆全吉『明代胥吏』（嘉新水泥公司文化基金会、1969）
- [和洪勇2001] 和洪勇「明代吏員の選抜」（『雲南社会科学』2001-5、2001）
- [和洪勇2002] 和洪勇「明代吏員の遷転」（『明清論叢』3、2002）
- [劉濤2012a] 劉濤「明代吏員の候参与指参」（『史学月刊』2012-1、2012）

[劉濤2012b] 劉濤「明代吏員の参充及指参－以《盟水齋存牘》為考察中心」（『西南大学学报』（社会科学版）38-3、2012）

引用史料（訳・原文）

【史料1】南宋・洪邁『夷堅志』支癸志卷1「餘杭何押録」

餘杭県の胥吏である何某は、壮年の頃から胥吏となり、順次昇進して押録になった。寛容な心を持ち、ほとんど過ちを犯さなかった。前後して赴任した知県たちは、[何某を]深く頼りとして信用した。加えて開拆の職務を兼任し、訴状受理の日が来るたびに、朝早くから真っ先に門の所に座り、一つ一つ[訴状を手にとり]目を通した。うそやよこしまな内容が含まれているものがあると、真心のこもった言葉で繰り返し教えさとし、「役所というところは簡単に入るべきところではないし、陳述内容が事実でないのだから、[あとになって]空しく後悔しても何の利益もないぞ」と言った。その言葉を聞いて立ち去る者は大変多かった。……こうして亡くなった。十年経って、息子の伯寿は科挙に合格した。紹興中に執政にまで昇進し、父である何某には太子師が追贈された。

※伯寿 = 何錡：北宋政和五年（1115）の進士。簽書樞密院事に。『宋史』380

（餘杭県吏何某、自壯年為小胥、馴至押録。持心近恕、略無過愆。前後県宰、深所倚信。又兼領開拆之職、每遇受訟牒日、扨旦先坐于門、一一取閱之。有挾詐姦欺者、以忠言反覆勸曉之曰、「公門不可容易入、所陳既失実、空自貽悔、何益也」。聽其言而去者甚衆。……遂卒。後十年、其子伯寿登儒科。紹興中、位至執政、累贈其父太子師。）

【史料2】宋・闕名『州県提綱』卷1「責吏須自反」（官箴書：地方官のハンドブック）

いまの官僚はみな、「胥吏の貪欲さは懲らしめねばならない、胥吏の頑迷さは正さねばならない」と言っている。そもそも胥吏の貪欲さと頑迷さは、もちろん懲らしめ正さねばならない。しかし、そのためにはまず自分のことを反省して、その上で胥吏を率いねばならない。そもそも豊かな者は胥吏になどならず、胥吏になる者は貧しい者である。父母に仕え妻子を養い、冠婚葬祭を行うため、およそ生活の糧を求めるといふ点においては、我々と変わらない。[ところが彼らは]お上から俸給をいただいておらず、全てを贓（不正蓄財）に依拠して衣食をまかなっている。士大夫は君主の命を受け、君主の禄を食んでいるが、それでも厭くことなく公財を盗み民財を奪い取り、種々の個人的な物品の調達を胥吏に命じる者がいる。[そんな士大夫が]なんとしたとか、逆に胥吏を貪欲だ、頑迷だと言うとは、なんたることか。だから、「己の潔白さに一点の曇りもないようにして始めて胥吏に対して厳しく監督することができる」というのである。

（今之為官者皆曰、吏之貪不可不懲、吏之頑不可不治。夫吏之貪頑、固可懲治矣。然必先反諸己以率吏。夫富者不為吏、而為吏者皆貧。仰事俯育、喪葬嫁娶、凡欲資其生者、与吾同耳。亡請給於公、悉藉贓以為衣食。士大夫受君之命、食君之禄、尚或亡厭而窃於公取於民、私家色色勒吏出備。乃反以彼為貪為頑、何耶。故嘗

謂惟圭璧其身、織毫無玷、然後可以嚴責吏矣。)

【史料3】万曆『大明会典』卷8・吏部7「吏役参撥」(会典：法令や制度を記した書)

吏役の僉充について。原則的に農民から、「身家無過」(土地財産を所有している)、年齢30歳以下で、書写能力がある者を選用する。ただしかつて各衙門(官庁)において文書や帳簿の作成に当たったことのある者、および兵士や市民(都市民)は、みだりに僉充することを許さない。

(凡僉充吏役、例於農民、身家無過、年三十以下、能書者選用。但曾經各衙門主写文案、攢造文冊、及充隸兵与市民、並不許濫充。)

【史料4】戴璟 修／張岳 纂 嘉靖『広東通志初稿』(嘉靖14年(1535)刻) 卷10・公署〈吏員附〉「定陞降則例」

調べたところ、嘉靖七年(1528)の吏部の勘合によると、およそ農民から良家の子弟を選びとり、身元保証書を取り、書写の訓練や律例などの書籍を講読させたのち、巡按御史衙門に送り、順位をつけて公平に選出せよ。字がきれいで文書に関する知識がやや備わっているものは第一等として都布按三司(都司・布政司・按察司。ともに省の官庁)ならびに各府の繁忙な部局の吏典に配属せよ。字がやや良くて、文書に関する大まかな知識がある者は第二等として司・府・首領官ならびに衛所・州県・倉庫・駅通などの各種衙門の吏典とせよ。それぞれ順番通りに吏典の職務に充てよ。年齢が高く体力が衰え、字もきれいでない者は庶民に戻せ。

(査得、嘉靖七年吏部勘合、凡農民選取良家子弟、取具保結、教令習学書写、講読律例等書、転送巡按衙門、定立等第、従公考選。写字端楷、文移頗通者、列為第一等、定撥都布按三司并各府事繁科分吏典。写字頗可、文移粗知、列為二等、定撥司府首領并衛所州県倉庫駅通等衙門吏典、各令挨次取參。年力衰弱、写字粗拙者、発回為民。)

【史料5】『明経世文編』卷416・呂新吾先生文集「摘陳辺計艱疏」(万暦年間=1573-1619)

……第一に、優免を慎み、民の負担を軽減すること。……例えば吏員は、[銀両を]上納して[吏員資格を獲得し]候缺する場合、[納銀額が]最も少ない者はたった十五兩の行頭[銀]を支払うに過ぎない。本人が富裕な家の者であっても、重い徭役に充てられることはなく、そのうえ他に一人の丁男が免除対象となり、わずかな力役にも就かない。もし大戸の庫役・斗級(徭役の種類)を免れれば、一年の間に省くことのできる金は百両を下らないだろう。この家に銀十五兩があれば、どうして吏にならないことがあるか。……

(……一曰、慎優免、以息民肩。……即如吏員、上納候缺、最下者十五兩行頭耳。本身雖万金之家、既不坐以重差、而外免一丁、亦無分毫力役。如免大戸庫役・斗級、一歲所省不減百金。彼家有銀十五兩者、奈何不為吏。……)

【史料6】都司檔案五七（89-20）「定遼左衛軍政兼管屯指揮僉事造報現役吏典承差候缺丁憂吏農等姓名年甲籍貫方冊」（所属吏員の名簿。嘉靖38年（1559）7月）

（前略）

軍儲倉攢典一名。

武衛。年二十一歲。山東濟南府武定州人。嘉靖二十六年三月内、給引前來遼東探親、遇蒙推廣事例、以便開納、以濟邊儲事、狀赴（巡按）王老爺處、告批都司、查無違礙、筭付定遼前庫、照例納（銀）……（兩、出給通關、繳報訖）、咨送分守道、類送（巡按王老爺處、考撥）定遼左倉攢典、頂補役（滿攢典□□□名缺、三十七年）七月二十七日參充着役。扣至三十八年七月二十（六日一考）役滿。

（中略）

候缺吏典六名。

軍儲倉攢典三名。

蕭有養。年二十四歲。山東東昌府高唐州恩縣人。嘉靖三十四年九月内、前往北京探親、遇蒙推廣事例、以便開納、以濟邊儲事、狀赴通政司、告准送戶部山西清吏司、查無違礙、筭付太倉銀庫、照例納銀二十兩、出給通關、繳報訖、蒙戶部照會、山東布政司定撥遼東定遼（左倉攢典）、咨送分守道、案行都經歷司造冊類送（巡按□老爺處）、□過聽撥、蒙……定遼左倉攢典、守候武衛（名缺）。

（李心拳）。年一十六歲。定遼左衛左所百戶劉應武所軍人李官□□□。嘉靖三十六年四月内、遇蒙預處馬匹、以資兌用事例、狀赴巡按周老爺、告批都司、查無違礙、筭付定遼前庫、照例納銀二十兩、出給通關、繳報訖、咨送分守道、案行都經歷司造冊類送本院周老爺處、考撥定遼左倉攢典、守候蕭有養名缺。

孫世勳。年二十三歲。山東濟南府德州德平縣人。嘉靖二十九年五月内、前往北京探親、遇蒙極陳邊弊、懇乞聖斷、大振遠略、以弭狂虜歲擾事、狀赴通政司、告准送戶部陝西清吏司、查無違礙、筭付太倉銀庫、照例納銀一十五兩、出給通關、繳報訖。咨送左軍都督府經歷司、給批前來遼東都司經歷司、投下呈堂、咨送分守道、轉（呈巡）按溫老爺處、考撥海州庫攢典、三十三年十月初三日（參充着役）、頂補役滿吏王守亨名缺。扣至三十六年九月初二日〔一〕（考役）滿、起送都司、類送巡按周老爺處、考撥鉄嶺衛儒學司吏、未曾參充、遇蒙見行推廣事例、以便開納、以濟邊儲事、狀赴本院周老爺處、告准加銀五兩、共銀二十兩、改撥定遼左倉攢典、守候李心拳名缺。（後略）

【史料7】嘉靖『廣東通志初稿』卷10・公署〈吏員附〉「定先後挨參」

……今後は、本司（布政司）が吏農を配属する際には、どの部局であるかに関係なく、ただ衙門ごとに配属して任命書類を給付し、府・衛・州県・提挙司・断事司〔などの配属先衙門〕に行かせ、書類を提出して参充の順番を待たせる。

（……以後本司定撥吏農、不論房眼、止照衙門定撥給批、前去府・衛・州・県・提挙司・断事司、投批挨参。）

【史料8】顔俊彦『盟水齋存牘』一刻・讞略卷5「争参吏區日登等〈罰穀〉」

調べたところ以下のことが判明した。連州の吏員の一件については、参規（参充規定）を調べると、徐賢宰は農民行柱（初考吏）の第一名であり、黄流清が第二名、蕭惟泰は第三名である。區日登は効勞（不正手段の一つ）で当該州の承発房の缺を指参（不正に参充されること）した者である。参規が初めて正され、吏弊はすべて清められた。區日登は参吏簿に戻し、截出（任期打ち切り）としてあらためて別に参充することとして、再び議論しないこととなった。蕭惟泰は第三名でありながら順番を飛ばして参充されたのであるから、これまた駁正すべきである。ただ、吏房の吏典羅万善の供述によると、「当日点参した際に、徐賢宰・黄流清がやって来なかったので、知州さまは怒って彼らの順番を飛ばし〔て蕭惟泰を参充し〕たのです」という。もしそうであれば、二人が参充されなかったのは、自業自得ということになる。蕭惟泰に何の咎があるか。いま、區日登の缺は、徐賢宰が引き継ぐことを許し、黄流清が徐賢宰の缺を引き継ぎ、蕭惟泰は元の通りとすれば、参規は整然として一毫も乱れることがないだろう。

(審得、連州吏一案、查照参規、徐賢宰係農民行柱第一、黄流清第二、蕭惟泰第三。區日登則以効勞指参該州承発者也。参規初正、吏弊一清。日登列回行柱、截出另参、母容再議。蕭惟泰以第三名越次而参、亦应駁正。但抛吏房吏典羅万善称、当日点参、徐賢宰・黄流清不到、州官怒而压之。果爾二吏之不得参、其自取也。于惟泰何尤焉。今将日登所出缺、准賢宰頂参、流清頂参賢宰、而惟泰之参如故、参規井井無絲毫之紊乱也。)

【史料9】『盟水齋存牘』一刻・讞略卷5「争参吏黄裳等〈杖革〉」

三水県の工房の典吏陳家彦は、ある事が理由で截参された。当然農民第二名の黄裳が後任となるべきであったが、彼はぐずぐず引き延ばし狡猾にも就任を逃れ、すぐには引き継ぎしなかった。これはまさしく戸房の典吏陸啓象の任期満了になろうとしている缺を狙うためであった。〔そして〕戸房の典吏の缺が空くや否や、あつという間にこれを自分のものにしてしまった。もしこれに先んじて順序通りに工房の典吏に参充されていれば、この缺は農民第三名の李秀梅のものとなるはずだったのである。秀梅が訴え出たのも当然である。いま調べてみると、陳家彦が截参されたことと、工房の典吏が缺が空いたことと、戸房の典吏の缺が空いたこととは、その前後の月日ははっきりしていてごまかすことはできない。黄裳は官の寵愛を持って参規を乱したので、杖刑として罷免し任命書を取りあげても言い逃れはできない。吏房の〔吏典?〕梁一敬はでたらめに報告したので、併せて杖刑とする。

(三水県工典吏陳家彦、以縁事截参。应農民第二名黄裳頂参。而裳延捱狡避、不即接参。蓋正稟頤戸典陸啓象將滿之缺也。殆戸典缺一出、即捷足得之。倘先是循序而参工典、則此缺应属之農民第三名李秀梅矣。何怪秀梅之上呈乎。今查、陳家彦縁事截参、及工典出缺、戸典出缺、前後月日、皎然難欺。黄裳恃官寵而乱参規、杖革追筭無辞。吏房梁一敬、朦朧混申、并杖。)

【史料10】『盟水齋存牘』一刻・讞略卷5「争参陸応経・左維翰〈繇詳〉」

調べたところ以下のことが判明した。陸応経と左維翰はともに増城県の転考吏（二考目）である。陸応経は第三名、左維翰は第四名であり、陸応経を先に参充すべきことは疑いの余地がない。〔ところが〕陸応経が先に命令を受けて差遣（出張）に行き、その時にたまたま戸司（戸房の司吏）の缺が空いた。陸応経がまだ出張から帰っていなかったので、他の吏員たちは陸応経が管庫（＝戸司）の仕事を逃れようとしているという理由を付けて、順番が後の左維翰を抜擢して参充させた。これは一時のことであるが、参規には合致しない。いま、陸応経の訴えによると、「私はご命令を受けて出張したのであり、戸司のポストを逃れようとしてのことではありません」と言っている。順序通り陸応経を正当に参充し、左維翰は他の缺が空けば別に任命する。

（審得、陸応経・左維翰皆増城県転考吏也。経序第三、翰附第四、参応経先、無疑也。因経先奉批差、適有戸司缺出。経尚未回、衆吏以経規避管庫為辞、致拔下手維翰頂参。此一時之事、而于参規則未協也。今拠応経称、奉公差遣、並無規避之情。仍合照序、聽経正参。維翰遇缺另補。）

【図1】 明朝の版図



(富谷至・森田憲司 編『中国史』(下) 昭和田、2016)

【図2】 遼東鎮 [荷見守義2014]



【図3】 都司檔案にみえる納銀額と

初考参充缺との関係

番号	姓名	納銀額	一考参充缺
七〇 (89-51) 七五 (89-49)	①王守愚	15両	定遠前衛左所司史
	②王春	20両	定遠後衛史礼房典史
	③孫懋祥	15両	懿路倉撰典
	④□□□	15両	広寧左衛前所司史
	⑤朱冠	20両	□□中衛工房典史
	⑥胡景時	40両	都司架閣庫典史
	⑦崔天恩	15両	永寧監清河苑司史
七八 (89-50)	⑧崔天受	15両	永寧監清河苑司史
	⑨董懷寶	15両	復州庫撰典
	⑩王三品	15両	定遠中倉撰典
	⑪□□□	15両	広寧倉撰典
七九 (89-54)	⑫江鳳	15両	広寧中衛中所司史
	⑬劉璋	15両	定遠中衛鎮推司史
	⑭張思聰	40両	都司刑房典史
五八 (89-19) 五七 (89-20)	⑮李待恩	30両	金州衛架閣庫典史
	⑯王[火+卓]	20両	清河倉撰典
	⑰蕭有養	20両	定遠左倉撰典
	⑱李應舉	20両	定遠左倉撰典
	⑲孫世勳	15両	海州庫撰典
五九 (89-22) 六八 (89-31)	⑳楊光榮	15両	定遠前衛左所司史
	㉑李逢春	30両	鉄嶺衛史礼房典史
	㉒陳茂	20両	瀋陽中庫撰典
	㉓謝得仁	20両	三万倉撰典
	㉔沈鳳	15両	懿路倉撰典
	㉕郭珊	15両	□州衛前所司史
未収 (89-46) 九五 (90-24) 九六 (90-25) 八九 (90-11)	㉖劉一得	15両	永寧監清河苑司史
	㉗魏□□	15両	懿路倉撰典
	㉘劉口儀	15両	撰典
	㉙鍾有志	15両	遼海衛「倉史」(撰典)
㉚張所存	15両	義州衛鎮推司史	
㉛劉延風	15両	広寧左倉撰典	

【図4】 遼東都司各房の現役・候缺吏

(嘉靖40年7月)

	見役	候缺	丁憂
史房	令1(京)	令1(初)	
	典2(京・京)	典4(京・京・京・京)	
糧房	令1(初)		
	典1(二)	典1(初)	
戸房	令1(京)	令1(初)	
	典2(初・初)	典1(二)	
礼房	不明		
	典2(初・二)	典1(初)	
恩軍科	令1(初)		
	典1(初)	典1(二)	
兵房	令1(京)		
	典1(初)	典1(二)	典1(初)
刑房	令1(京)		
	典2(初・二)	典1(二)	
工房	令1(京)		
	典2(初・二)	典2(初・初)	
承發科	典1(初)	典1(初)	
□□科	令1(初)		
	典1(初)	典1(初)	
架閣庫	典1(初)		
□□司	不明		

(初) = 初考 (一考) / (二) = 転考 (二考)
(京) = 京考 (三考→北京から遼東へ配属)

[註]

- (1) 宋代以降近世説は内藤の学統に連なる京都大学の諸研究者、いわゆる「京都学派」に受け継がれた。この説のもとでは後漢末までを古代、魏晉南北朝から唐末までを中世、そしてアヘン戦争以降の清末から近代が始まるとする。一方、戦後になると史的唯物論的立場からこの時代区分に対して反論が出され、宋代に見られる地主-佃戸関係を封建的關係と解釈する「歴研派」は宋代を中世と規定した。両者の論争は主に生産関係をめぐる議論を中心に1950年代から70年代まで続いた。一連の論争については〔谷川道雄1993〕を参照。
- (2) 宋代の科挙は、唐代に比べて合格者が増加したことに加えて、殿試（皇帝が試験官となる最終試験）の導入、採点方法の整備、高官に対する事前活動の禁止など、制度面での整備を施すことで官僚登用の主要な手段となった。
- (3) 吏員人事制度においては特にこの巡按御史が重要で、人事の最終決裁は察院（巡按御史衙門）から下された。〔小川尚1976〕。
- (4) 都司檔案は、明の遼東都司所有の文書のうち、明・天啓1（1621）に遼陽が陥落した際に後金国が入手したものである。遼陽陥落後、都司檔案は瀋陽に運ばれ、信牌袋の裏打ちや屏風の下張りに用いられた（信牌檔・屏風檔）。そのため特に信牌檔は四隅が切り取りに遭っており、字句の欠損が甚だしいものもある。当該史料については〔甘利弘樹2002〕。
- (5) 刊行物としては、遼寧省檔案館・遼寧省社会科学院歴史研究所 編『明代遼東檔案匯編』（遼瀋書社、1985）（排印本。以下〔遼〕）と、中国第一歴史檔案館・遼寧省檔案館 編『中国明朝檔案総匯』（広西師範大学出版社、2001。第89～101冊が遼寧省檔案館所蔵明代檔案）（影印本。以下〔中〕）とがあるが、〔遼〕〔中〕ともに整理・刊行作業に起因すると思われる問題が多い。例えば、一つの文書を複数の条文に分割してしまったり、〔遼〕にある字句が、保存状態の問題か、影印本である〔中〕では判別不能であったり字句そのものが見えなかったりすることがある。また、両者ともに錯簡や紙片の脱落も多い。本発表では、影印本〔中〕を底本として、錯簡と思われる配列は改め、同一文書と思われるものは結合し、〔遼〕の該当箇所や文脈、他の条文の記載により字句を補った上で引用している。引用に際して付す漢数字は〔遼〕の条文番号、（）内の算用数字は〔中〕の巻数-条文番号。タイトルは基本的に〔遼〕に従い、〔遼〕未収の場合は〔中〕の名称を用いる。タイトルの後の年月日は〔遼〕のものであるが、疑義のある場合は発表者の判断において改めている。
- (6) 繆全吉氏の試算によると、明代における北京・南京京師各衙門の吏額は4700弱、地方各衙門のそれは5万ほどであったという。〔繆全吉1969〕第一章第二節「経制額数」参照。
- (7) 当該史料については〔濱島敦俊1993〕。